

平成22年12月8日

資 料

(環境関連税制[地方税])

(地球温暖化対策のための税)

環境関連税制[地方税](地球温暖化対策のための税)について

1. 使途・支援策

- CO₂の削減は、排出源対策と吸収源対策が車の両輪。
→ 税収は、CO₂排出源対策のみならず、森林整備等の吸収源対策にも活用すべき。

平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（2010年12月6日 民主党）（抄）

6. 間接税 （3）地球温暖化対策のための税

「地球温暖化対策のための税」のみならず、森林吸収源対策も含め、その他の歳出も総動員して地球温暖化対策に全力を挙げるべきである。

- 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、「地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。」と明記されていることについてどう考えるか。
→ 地球温暖化対策における国と地方の役割分担を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の税収額の一定割合を「地球温暖化対策譲与税」として地方へ譲与する仕組みを作る必要がある。

※ 地球温暖化対策に係る予算措置額 地方：約1兆6,400億円、国：1兆1,284億円（平成22年度）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

第3章 各主要課題の改革の方向性 7. 個別間接税

（3）暫定税率、地球温暖化対策のための税等 ④ 地方環境税の検討

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

環境関連税制[地方税](地球温暖化対策のための税)について

2. 軽油引取税

○軽油引取税の「当分の間」税率については、揮発油税及び地方揮発油税の対応と同様の取扱いとする。

(参考) 地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定・閣議決定）で定められている国と地方公共団体の基本的役割は次のとおり。

「国」の基本的役割	「地方公共団体」の基本的役割
<p>＜地球温暖化対策の総合的推進＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的实施○ 国の各機関は、全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進	<p>＜地域の特性に応じた対策の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施○ 計画本文に掲げられている具体的な取組<ul style="list-style-type: none">・ 低炭素型のまちづくり・ 公共交通機関や自転車の利用促進・ バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入・ 地域住民に身近なごみ問題への取組・ 太陽光、風力等の利用の促進・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進・ 廃棄物等の発生抑制の促進 <p style="text-align: right;">等</p>

参 考 资 料

全国知事会
「平成23年度税制改正等に関する提案」(平成22年9月)(抄)

I 地域主権型の国づくりに不可欠な地方税財源の確保・充実

3 地方環境税の創設等による地方税財源の確保

地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO₂の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。地球温暖化対策のための税の導入にあたっては、地方団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っていることを踏まえ、地方の税財源を確保する仕組みが不可欠である。このため、①温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的であること、税源が大都市地域に偏在しない税となることなどから、環境への負荷が発生する消費段階において化石燃料に対して課税する新しい地方税「地方環境税（仮称）」を創設するとともに、②現行の石油石炭税の課税段階等において地球温暖化対策税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、CO₂排出削減に資するため、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

2 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

なお、自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り現行水準は維持すること。

8. 地球温暖化対策税制の創設

「地球温暖化対策のための税」の検討にあたっては、町村の極めて厳しい財政状況や、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

- ア. 「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、現行の地方税財源の確保を前提とすること。
- イ. 石油石炭税の引き上げによる「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、地方の果たす役割を重視するとともに、地域の実情に沿った多様な取り組みを推進するため、「地方環境税」等一定の地方税財源措置を創設すること。
- ウ. 「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、ガソリンへの上乗せ課税分も含め、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付けること。
- エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。
- オ. 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全等を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ配分すること。